北海道宿泊税条例について

１　趣旨及び内容

地域社会及び北海道経済の発展に資するよう、観光の振興を図る施策に要する経費に充てることを目的に、宿泊者に対して宿泊税を課することとするため、この条例を策定するものである。

項　目	内　容
納税義務者等	北海道内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
課税免除	次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。 ・学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒、学生及び引率者 ・認定こども園、保育所、家庭的保育事業を行う施設等が主催する当該施設全体又は年齢で区分した集団ごとで実施される行事に参加している満３歳以上の幼児及び引率者
税率	１人１泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・２万円未満　　１００円 ・２万円以上５万円未満　　２００円 ・５万円以上　　５００円
徴収の方法	宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者を特別徴収義務者とする、特別徴収方式
申告納入の手続等	特別徴収義務者は、６月、９月、１２月及び３月の各月末日までに、当該各月の前３月の間に徴収すべき宿泊税について申告し、納入する。
帳簿の記載義務等	特別徴収義務者に、帳簿を備え、必要事項を記載し、５年間保存する義務及び売上伝票その他の書類を作成し、２年間保存する義務を課し、違反した場合は１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。
賦課徴収の特例	市町村宿泊税を課す市町村に道宿泊税に係る賦課徴収に関する事務を委任することができる規定を設ける。
条例の見直し	施行後５年ごとに、条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずる。

２　施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して１年３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

３　修正動議

（適用除外）

第２３条として追加

市町村宿泊税に係る市町村の条例において市町村宿泊税の税率として宿泊料金に対する割合を定めている市町村であって規則で定めるものにおいては、この条例（この条を除く。）の規定は、適用しない。

２　前項の場合において、同項の規則で定める市町村は、道に対し、当該規則で定める市町村においてこの条例（同項を除く。）の規定の適用があるものとした場合における道が徴収すべき宿泊税の額に相当するものとして規則で定める額の金銭を交付するものとする。